別記第17号様式（第十二条関係）

麻　薬　譲　渡　証 年　月　日				
譲渡人の免許証の番号	第　　号	譲渡人の免許の種類		
譲渡人の氏名（法人にあつては、名称）			㊞	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地			
	名称			

品名	容量	箇数	数量	備考

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　余白には、斜線を引くこと。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（地域連携薬局の基準等） **第十条の二**　（略） ２　（略） ３　法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五～十　（略） ４～６　（略） （専門医療機関連携薬局の基準等） **第十条の三**　（略） ２・３　（略） ４　法第六条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五～十　（略） ５～８　（略）	（地域連携薬局の基準等） **第十条の二**　（略） ２　（略） ３　法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五～十　（略） ４～６　（略） （専門医療機関連携薬局の基準等） **第十条の三**　（略） ２・３　（略） ４　法第六条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五～十　（略） ５～８　（略）